

北里大学北里会体育会会則

昭和50年 5月 1日制定
昭和52年 5月20日改正
昭和57年 5月 1日改正
昭和63年 4月 1日改正
平成 6年 3月11日改正
平成 9年 3月14日改正
平成13年 6月 8日改正
平成19年 4月 1日改正
平成24年 4月 1日改正
2019年 4月 1日改正
2019年12月11日改正
2023年 2月27日改正
2024年 2月19日改正

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 組織及び運営（第6条・第7条）
- 第3章 体育会運営会議（第8条—第12条）
- 第4章 学生委員会（第13条—第17条）
- 第5章 総会（第18条—第22条）
- 第6章 主将会（第23条・第24条）
- 第7章 部長会（第25条）
- 第8章 賞罰委員会（第26条）
- 第9章 会計監査委員会（第27条—第30条）
- 第10章 所属団体（第31条—第34条）
- 第11章 賞罰（第35条・第36条）
- 第12章 会計（第37条—第39条）
- 第13章 補則（第40条）
- 附則

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、北里大学北里会体育会と称する。

（本会の目的）

第2条 本会は、本学の課外活動の目的達成のため、スポーツにいそしむことにより、各団体相互の連帯性強化を図り、学生団体としての本旨を全うするとともに、各会員の品性

を陶冶し、体育会の発展及び向上に寄与し、協同することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、北里大学北里会会則（以下「本則」という。）第4条第1項第1号に規定する正会員（イ、ケを除く。）で、本会所属団体に加入登録した者をもって構成する。

(課外活動)

第4条 本会所属団体は、本則第4条第1項第1号に規定する各北里会の体育系団体と交流し、全学的課外活動を行うことができる。

2 本会所属団体が主催する課外活動に各北里会の体育系団体が合同で参加する場合は、各北里会会長の承認を必要とする。

3 本会所属団体が各北里会の体育系団体が主催する課外活動に合同で参加する場合は、本会会長の承認を必要とする。

(学外対抗競技)

第5条 本会所属団体以外の団体が、学外対抗競技において北里大学（全学）を代表する場合は、本則に規定する北里会連絡会議の議を経て北里会会長の許可を得るものとする。

第2章 組織及び運営

(組織及び運営)

第6条 本会に、本則第5条により、会長を置く。

2 会長は、本会部長会からの推薦に基づき、北里会会長が任命する。

なお、会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 会長は、会務を統轄し、本会を代表する。

4 会長は、本会所属団体の部長の中から、副会長若干人及び会計監査委員1人を指名する。ただし、副会長は、会計監査委員を兼務することはできない。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(機関)

第7条 本会に次の各号に規定する組織を置き、その運営に当たる。

(1) 体育会運営会議

(2) 学生委員会

(3) 総会

(4) 主将会

(5) 部長会

(6) 賞罰委員会

(7) 会計監査委員会

第3章 体育会運営会議

(構成)

第8条 体育会運営会議（以下「運営会議」という。）は、会長及び副会長並びに第14条に規定する学生委員会委員の代表5人をもって構成する。

(審議事項)

第9条 運営会議は、次の事項を審議する。

- (1) 第14条に規定する学生委員会委員の選出に関する事項
- (2) 会計監査委員会を構成する学生委員の選出に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 団体存続に関する事項
- (5) 会長が諮問した重要事項
- (6) その他本会の目的達成に関する事項

(運営会議)

第10条 運営会議は、定例会の他、次の各号により開催することができる。

- (1) 会長、副会長又は学生委員会から要請があった場合
- (2) 会計監査委員会から要請があった場合

2 運営会議は、会長が招集し、議長となる。

(議決)

第11条 運営会議の定足数は、構成員の3分の2以上とし、議決は、出席構成員の過半数の同意を必要とする。ただし、委任状は認めない。

(任期)

第12条 運営会議構成員は、任期終了後でも、後任の新構成員が選出されるまでの期間、その業務を担当する。

第4章 学生委員会

(設置)

第13条 本会を円滑に運営するために、学生からなる学生委員会を置く。学生委員会は、随時開催することができる。

(構成)

第14条 学生委員会は、次の各号に規定する委員（総計15人以内）をもって構成する。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 2人以内
- (3) 総務、財務、企画及び広報 若干人
- (4) 委員 若干人

(業務)

第15条 学生委員会は、次の業務を行う。

- (1) 総会の開催及び議題に関する事項
- (2) 主将会の開催及び議題に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 団体存続に関する事項
- (5) 本会会則の改正に関する事項
- (6) その他本会に関する重要事項

(任期)

第16条 学生委員会委員の任期は1年とする。ただし、任期終了後でも、後任の学生委員が選出されるまでの期間、その業務を担当する。

2 第14条の学生委員会委員は、前任の学生委員からの推薦により総会及び運営会議の議を経て、会長が任命する。

(各委員の業務)

第17条 学生委員会委員の業務については、別に定める。

第5章 総会

(総会)

第18条 総会は、本会所属学生の最高議決機関であり、本会所属団体の学生代表者各2人及び第14条の学生委員会委員をもって構成する。

(開催)

第19条 総会は、次の各号により開催することができる。

(1) 年2回の定例会

(2) 本会所属団体の3分の1以上から要請があった場合

(3) 会長及び学生委員長が必要と認めた場合

(4) 会計監査委員会から要請があった場合

2 総会は、学生委員長が招集し、議長となる。

(公示等)

第20条 総会の招集に当たり学生委員長は、1週間前までに開催日時、場所、議題その他必要な事項を会長の承認を得て公示するとともに、所属団体に招集通知を出さなければならない。

(審議事項)

第21条 総会は、次の事項を審議する。

(1) 第14条の学生委員会委員の選出

(2) 会計監査委員会学生委員の選出

(3) 予算及び決算に関する事項

(4) 団体存続に関する事項

(5) 本会会則の改正に関する事項

(6) その他本会に関する重要事項

2 学生委員長は、総会終了後、1週間以内に議事録を会長へ提出し、承認を得て、議決事項を公示しなければならない。

(議決)

第22条 総会は、本会所属団体の3分の2以上の出席を必要とし、議決は、出席団体の過半数を必要とする。ただし、可否同数の場合は、議長が決定する。

2 投票権は、各所属団体1票とする。

3 総会に正当な事由により出席できない団体は、開催3日前までに、その旨学生委員長

に届け出なければならない。ただし、委任状は認めない。

第6章 主将会

(構成)

第23条 主将会は、本会所属団体の連絡調整機関であり、本会所属団体それぞれの学生代表者（主将）及び第14条の学生委員会委員をもって構成する。

(開催)

第24条 主将会は、次の各号により開催することができる。

- (1) 本会所属団体の3分の1以上から要請があった場合
- (2) 会計監査委員会から要請があった場合
- (3) 学生委員長が必要と認めた場合

2 主将会は、学生委員長が招集し、議長となる。

3 学生委員長は、主将会を開催した場合、議事録をもって会長へ報告する。

第7章 部長会

第25条 会長は、必要により、部長会を開くことができる。

2 部長会は、本会所属団体の部長をもって構成する。

3 部長会は、次の事項を審議する。

- (1) 会長の推薦に関する事項
- (2) その他本会の活動に関する連絡調整

第8章 賞罰委員会

第26条 賞罰委員会は、会長、副会長又は学生委員長から要請があった場合に開催することができる。

2 賞罰委員会は、会長、副会長及び学生委員長並びに会長が必要と認めた者をもって構成する。

3 賞罰委員会は、次の事項を審議し、所定の手続を経て執行する。

- (1) 本会所属団体又は学生の表彰に関する事項
- (2) 本会所属団体の懲戒に関する事項

第9章 会計監査委員会

(構成)

第27条 会計監査委員会は、本会の収支を監査する。

2 会計監査委員会は、本会所属団体の部長の中から、会長が指名した部長1人と、総会で選出された学生委員2人の計3人で構成する。

(兼務禁止)

第28条 会計監査委員は、運営会議構成員を兼務することはできない。

(監査)

第29条 会計監査委員会は、次のとおり監査を行う。

- (1) 毎年1回の定例監査
- (2) 会計監査委員会が必要と認めた場合は、随時監査を行うことができる。

(監査結果の公示)

第30条 会計監査委員会は、監査結果を会長及び総会に報告し、承認を得て、本則に規定する正会員及び特別会員に公示しなければならない。

第10章 所属団体

(構成)

第31条 本会所属団体は、部員数15人以上、かつ複数の学部学生で構成しなければならない。なお、既存の本会所属団体がこの条件を欠き、かつ改善の意欲が見られない場合、会長は、総会及び運営会議の議を経て、当該団体へのクラブ援助金の減額及び準公認団体への降格措置に伴う援助金の廃止、又は解散を命ずることができる。

- 2 本会所属団体の部長は、本則第6条第3項により学生から推薦された教職員となる。部長の任期は、2年とし、重任を妨げない。
- 3 本会所属団体の学生代表は、主将とする。

(結成)

第32条 正会員が、本会に所属する団体を結成する場合は、所定の団体結成願を学生委員会に提出し、総会及び運営会議の議を経て会長の承認を得なければならない。

- 2 会長は、承認に際し、団体結成に関する学内規程により北里会会長の許可を必要とする。
- 3 会長が結成を承認した団体は、準公認団体として活動が認められる。
- 4 準公認団体の活動は、公認団体に準じて取扱うが、クラブ援助金の支給を受けることができない。
- 5 準公認団体は、許可日から原則として満1年を経過した年度の次年度に、公認団体への昇格を申請することができる。
- 6 準公認団体から公認団体への昇格は、総会及び運営会議の議を経て会長の承認を得なければならない。

(変更及び解散)

第33条 本会所属団体が届出記載事項の変更、又は団体を解散する場合は、総会及び運営会議の議を経て、会長の承認を得なければならない。

(更新)

第34条 本会所属団体は、毎年4月末日までに、団体結成更新願の手続を第31条及び第32条に準じて行わなければならない。ただし、第31条に規定する条件に満たない場合は、運営会議で審議する。

- 2 団体結成更新の手続を怠った場合は、団体存続の意志なきものと認め、団体を解散したものと処理する。

第11章 賞罰

(表彰)

第35条 本会所属団体又は学生で、他の模範となる行為があった場合は、賞罰委員会の議を経て会長がこれを表彰することがある。表彰は、受賞者に対し賞状及び副賞を授与

する。

(懲戒)

第36条 本会所属団体に不都合な行為があった場合は、賞罰委員会及び北里会運営会議の議を経て、北里会会長がこれを懲戒することがある。懲戒は、譴責、謹慎、活動停止、準公認団体への降格及び除名の処分とする。

2 懲戒に関する事案を賞罰委員会に付議する場合には、事前に北里会会長の承認を得た後、当該委員会にて処分案を取りまとめ、北里会会長宛上申しなければならない。処分決定等詳細及び処分解除に係る取扱いは本則による。

第12章 会計

(会計年度)

第37条 本会の会計年度は、本則第12条に基づいて毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(経費)

第38条 本会の経費は、北里会中央会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

(予算)

第39条 本会の予算の立案は、学生委員会で行い、総会及び運営会議の議を経て会長が決定する。

2 予算は、前年度の会計報告が会計監査委員会の監査終了後でなければ、執行できない。

第13章 補則

第40条 本会則の改正については、会長が副会長及び学生委員会委員からなる会則改正委員会を組織して審議し、総会及び運営会議の議を経て改正する。

附 則

本会則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成13年6月8日から施行する。

附 則

本会則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、2018年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、2019年4月1日から施行する。

附 則（北学総第2019-09529号）

本会則は、2020年1月1日から施行する。

【2019年度第2回北里会体育会運営会議承認（2019.12.11開催）】

附 則（北学総第2022-14199号）

本会則は、2023年4月1日から施行する。

【2022年度第2回北里会体育会運営会議承認（2023.2.27開催）】

附 則（北学総第 2023-15021 号）

この会則は、2024年4月1日から施行する。

【2023年度第2回北里会体育会運営会議承認（2024.2.19開催）】